

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成30年8月2日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国    民    年    金	2件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800027号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800014号

## 第1 結論

昭和52年8月から昭和55年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年8月から昭和55年3月まで

私は、昭和52年7月に会社を退職した後、アルバイトや臨時講師等をしていたところ、国民年金に加入した契機や時期については覚えていないが、母と共にA県B郡C町(現在は、D市)役場に出向き、同町役場の窓口において国民年金の加入手続を行ったことを覚えている。

請求期間の国民年金保険料については、詳細は分からないが、C町役場において、母が自身の分と一緒に納付してくれたと思う。

しかし、ねんきん定期便を見ると、請求期間が国民年金の未加入期間となっているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和52年7月に会社を退職した後、母と共にC町役場に出向き、国民年金の加入手続を行った旨陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付を行ったとされる請求者の母は、請求期間と同じ期間の国民年金保険料は納付済みである。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、その前後の記号番号の国民年金被保険者の記録から判断すると、平成5年3月頃に行われた加入手続によって払い出されたものと推認できるところ、当該加入手続時期(平成5年3月)において、請求者の母は既に亡くなっていることから、請求者が母と共に国民年金の加入手続を行ったとする陳述とは符合しない。

また、請求者に係る請求期間の国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム)により、請求者が居住していたC町において払い出された記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

さらに、オンライン記録において、請求者に係る最初の国民年金被保険者の資格取得日は平成5年1月21日と記録されており、請求者が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄にも同日が記載されていることから、同日より前の期間である請求期間は、国民年金の未加入期間であり、請求者の母が、請求者に係る請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、請求者は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、請求者に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとされる請求者の母は既に亡くなっていることから、当時の事情

について陳述を得ることはできない上、請求者が国民年金の加入手続等の説明を受けたと記憶しているC町役場の職員かつ中学校の同級生からも、請求者に係る請求期間の国民年金保険料が納付されていたことを裏付ける具体的な陳述は得られない。

このほか、請求者の母が請求者に係る請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800063号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800015号

## 第1 結論

昭和44年\*月から昭和51年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年\*月から昭和51年3月まで

昭和44年\*月頃、私の父が経営する店に来ていた国民年金保険料の推進員を通じて、父又は母が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。後日、その推進員が年金手帳を店に届けてくれたと思う。

その後、3か月ごとに店に来ていた推進員に、父又は母が、自分達夫婦の国民年金保険料と一緒に私の国民年金保険料を、納付書に現金を添えて納付し、領収証書を受け取っていた。昭和49年9月に婚姻してからは、私の妻が国民年金保険料を納付することもあった。

両親の記録を見ると、請求期間と同じ期間の国民年金保険料はいずれも納付済みとなっており、妻の記録を見ると、請求期間のうち、昭和49年9月から昭和51年3月までの国民年金保険料は納付済みとなっていることから、一緒に納付してくれた私の国民年金保険料が未納となっていることは考えられない。

国民年金手帳や領収証書等は紛失したが、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求者の父又は母が、昭和44年\*月頃に請求者に係る国民年金の加入手続を行ってくれた旨陳述している。

しかしながら、初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和51年7月12日にA県B市において払い出されており、同番号前後の国民年金任意加入被保険者に係る記録から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は、昭和51年6月頃に行われたものと推認でき、請求者の陳述と符合しない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料は、請求者の両親又は妻が推進員に納付してくれた旨陳述しているところ、前述の国民年金の加入手続時点(昭和51年6月頃)までは、請求期間は国民年金の未加入期間として扱われており、請求者の両親又は妻が、請求期間の国民年金保険料を現年度納付することはできない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより各種の氏名検索を行ったほか、年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム)により、請求期間当時、請求者が居住していたB市における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、納付してくれたとする請求者の両親は既に死亡しており、請求者が婚姻する前の国民年金保険料の納付につ

いて、具体的な納付状況は不明である。

また、前述の国民年金の加入手続時点（昭和 51 年 6 月頃）において、請求期間のうち、昭和 49 年 4 月から昭和 51 年 3 月までの国民年金保険料は、過年度納付することが可能であるところ、請求者の妻は、金融機関において、半年分の国民年金保険料を 4、5 回遡って納付したことがあった旨陳述しているが、遡って納付した時期等を記憶しておらず、納付時期及び納付期間を特定することはできない。

さらに、請求期間は\*月に及んでおり、長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難い。

なお、請求者の妻に係る国民年金手帳記号番号は、請求者に係る前述の加入手続時点よりも 1 年 8 か月前に払い出されており、請求者の妻と請求者の国民年金保険料を推進員と一緒に納付できるのは、前述の加入手続時点以降となることから、請求者の妻が納付済みであることをもって、請求者に係る請求期間の国民年金保険料が納付されていたことを推認することができない。

このほか、請求者の両親又は妻が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、ほかに請求者に係る請求期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800008号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800028号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年2月21日から平成18年1月頃まで

請求期間において、氏名をB(以下「別氏名」という。)としてA社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、別氏名でA社に勤務し、厚生年金保険に加入していた旨主張している。

しかしながら、A社の元事業主は、請求期間当時、請求者から営業職として同社に雇ってほしい旨の申し出があったものの、請求者が実際に同社において勤務した事実はない旨、回答及び陳述している。

また、請求者に係る社会保険事務を担当した者は、元事業主の親族の知人であった請求者から社会保険に加入させてほしい旨の依頼があり、別氏名として届出を行ったが、請求者は当社に一日も勤務していないことから、当社が請求者に給料を支払うことはなく、保険料も控除していない旨、回答及び陳述している。

さらに、オンライン記録において、請求期間におけるA社の厚生年金保険被保険者は二人のみであるところ、このうち、一人は別氏名の記録であることから、もう一人の者に事情照会を行ったが返答はなく、請求期間当時の同社の元従業員から請求者の勤務及び厚生年金保険料控除を確認又は推認できる事情は得られない。

このほか、請求期間における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

したがって、別氏名の記録を確認できるとしても、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間において、請求者の勤務実態は確認できず、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。